

温室管理の契約内容及び相手方の決定方法を公表します（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約により、障害者支援施設等へ下記の発注を行いますので、佐賀県財務規則101条の2第1項の規定により、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表します。

契約内容

温室等管理業務委託 年間126日（9時00分から16時30分まで）
土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年末年始の休暇

契約の相手方の決定方法

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」及び「令和4年度佐賀県における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、佐賀市内で唯一業務が可能である障害者福祉施設に決定。